

国民年金のお知らせ

20歳になったら国民年金に加入となります

どんな人が加入するの？

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての方です。
国民年金への加入が、法律で義務付けられています。

保険料はいくら？

令和4年度の国民年金第1号被保険者および任意加入被保険者の1カ月当たりの保険料は16,590円です。

国民年金加入のご案内

- ① 令和元年10月以降、20歳になった方は、自動的に国民年金に加入となります。
 - ※ 加入手続きは不要です。
 - ※ すでに厚生年金に加入している方や、配偶者の扶養に入っている方は除きます。

- ② 20歳の誕生日からおおむね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」が届きます。

<送付内容>

- ・国民年金加入のお知らせ
- ・国民年金の加入と保険料のご案内
- ・国民年金保険料納付書
- ・学生納付特例申請書
- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・返信用封筒

- ③ ②とは別に「年金手帳」が届きます。

保険料納付の確認や、将来年金を受け取る際などに必要になりますので、大切に保管してください。

学生納付特例制度

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。
手続きは町民課または吉岡支所、お近くの年金事務所で行うことができます。

免除・納付猶予制度

収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合前年所得に応じて、保険料の全額または一部の免除や保険料の納付が猶予される制度があります。
手続きは役場町民課、吉岡支所またはお近くの年金事務所で行うことができます。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎47-4681

函館年金事務所 ☎0138-56-1165 (国民年金課)